

令和5年5月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和5年5月25日（木）午後2時31分

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和5年5月25日（木）、本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 6 番	北 村 利 夫
2 番	三 上 健 一	1 7 番	吉 川 誠
3 番	井 出 茂 康	1 8 番	櫻 井 一 雄
4 番	齋 藤 義 治	1 9 番	宮 治 時 男
5 番	小 林 正 幸	2 0 番	佐 川 俊 夫
6 番	飯 田 芳 一	2 1 番	佐 藤 智 哉
7 番	上 田 洋 子	2 2 番	澤 野 孝 行
8 番	加 藤 義 一	2 3 番	平 川 勝 昌
9 番	田 代 恵 美 子	2 4 番	神 崎 享 子
1 0 番	吉 原 豊		
1 1 番	山 口 貞 雄		
1 2 番	加 藤 登		
1 5 番	落 合 喜 治		

欠席委員は、次のとおり

1 3 番	西 山 弘 行	1 4 番	漆 原 豊 彦
2 5 番	福 岡 則 夫		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主 幹	坂 間 英 己	上級主査	山 澤 成 司
主 査	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 8号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 2 | 議案第 9号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 10号 | 農地造成工事届出について |
| 日程第 4 | 議案第 11号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について |
| 日程第 5 | 議案第 12号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について |
| 日程第 6 | 議案第 13号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について |
| 日程第 7 | 報告第 6号 | 農地の貸借の合意解約通知について |
| 日程第 8 | 議案第 14号 | 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 報告第 7号 | 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について |
| 日程第 10 | 議案第 15号 | 藤沢市農地利用最適化推進委員候補者の決定について |
| 日程第 11 | 議案第 16号 | 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について（別冊） |

開会 午後2時31分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開会いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、出席者数22名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症も、5月の8日から2類が5類になり、経済活動も少しずつもとに戻りつつあります。実感はあまりわかりませんが、株価もバブルのころの価格に戻っているということでございます。

このコロナ禍の中でも、「デジタル化」というのがかなり進みまして、農業委員会によっては、リモートで総会を開いたり、農地パトロールにタブレットを使ったりということで、いろいろやっているようでございます。

藤沢市農業委員会でもタブレットの講習会を一回開きましたが、今後はますます利用されるのではないかと考えております。

毎月、農業会議の常任会議というのが開かれていますが、その中で今月は、3,000㎡以上の転用に関して、今まで口頭での説明でしたが、初めて映像を使いまして現場の説明をいたしました。

これからも各農業委員会で、例えば各地の転用ですとか、そういうものの説明をするときに、口頭だけではなくて写真や映像を使って、ここはこうなっているとか、ああなっているということで、多分使われるのではないかと考えております。

そうした中で、藤沢市農業委員会でも、徐々にそういうふうな形が進んでいくのではないかとしますので、そのときは、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それと、きょうは総会が終わった後に、共済連から来ていただいて、収入保

険のことで説明をいただくことになっております。

農家の農業収入が不安定であるということで、そういうところを何とか保険で賄ったらどうかということですが、私も保険のことは何もわからないのですが、多分わかりやすく説明してくれるのではないかと思いますので、皆様方も興味がある方は、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、5月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

事務局（村山勝彦事務局長） 会長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（山澤成司上級主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により21番の佐藤智哉委員と、22番の澤野孝行委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、6人。所有面積、耕作面積、ともに54a。譲渡人、住所氏名、記載のと

日程第2、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査） 「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、178a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、葛原、1筆。地目、畑。地積、793㎡。内容、一時転用。使用貸借権設定。畑の改良工事。工事期間、許可日から令和5年8月31日。農地種別、農用地区域内農地。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、21a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、宮原、1筆。地目、畑。地積、334.23㎡。内容、使用貸借権設定。転用目的、自己住宅。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第3種農地。

続きまして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、14a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、宮原、2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計1,460㎡。内容、所有権移転。転用目的、資材置場及び駐車場。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第3種農地。

続きまして、地区、六会・長後。番号4。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、19a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、石川、1筆。地目、田現況畑。地積、426㎡。内容、所有権移転。転用目的、貸資材置場。農用地区域除外日、平成元年3月31日。農地種別、第2種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

7番、上田委員。

7番（上田洋子委員） 資料は3ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道42号線にある「藤綾跨線橋南側」交差点より南に約150mの農地になります。

本件につきましては、造成する盛土の量が多く規模が大きいため、農地法第5条の一時転用許可申請を行ったものです。

本申請地は農振農用地で、本来は転用できませんが、転用内容が畑の改良工事という一時転用申請のため、農地に戻す前提で申請されていますので、例外的に許可できる案件となります。

また、譲受人は譲渡人の要望により、一時的に申請地を借り受け、造成工事を行い、工事完了後に畑として譲渡人に引き渡すものです。

譲渡人は、畑を改良後、クリを栽培する計画です。

申請地は荒廃している農地であり、北側が道路、その他が畑になっております。

北側の道路と比べて若干低く、3m分の土を掘削し、上層1.5m分の土を搬出した後、2m分の土の搬入を行い、もともと下層にあった土を天地返しすることにより、既存の高さから0.5m程度高くなるよう造成を行うものです。

隣接する農地との境界からは、0.3mの離隔を取り、30度の勾配で盛土をし、土砂等の流出を防ぎます。

搬入する土の採取場所は、横浜市の工事現場であり、土の成分については地質分析結果証明書により、品質に問題ないことを確認しております。

なお、藤沢市開発業務課の「藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例」に係る手続きが行われていることを確認しております。

地区協においては、譲受人及び譲渡人の親族と面談し、周辺の農地及び道路に十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議案第10号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第10号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第11号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） それでは、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、議案書の5ページを御覧ください。こちらを説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、宮原、2筆。地目、記載のとおり。地積、2筆合計1,265㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等、畑（野菜）。相続開始年月日、平成15年12月27日。免除予定日、令和6年10月28日。現地確認日は、令和5年5月15日。

続きまして、番号2。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、打戻、16筆。地目、記載のとおり。地積、16筆合計1万2,120㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成15年9月2日。免除予定日、令和6年7月3日。現地確認日、令和5年5月15日。

続きまして、番号3。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、打戻、14筆。地目、記載のとおり。地積、14筆合計8,159㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、記載のとおり。利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成15年3月22日。免除予定日、令和6年1月23日。現地確認日、令和5年5月15日。

続きまして、番号4。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、

記載のとおり。特例農地、地番、打戻、7筆。地目、畑。地積、7筆合計3,949㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等、畑（野菜）。相続開始年月日、平成15年9月19日。免除予定日、令和6年7月20日。現地確認日、令和5年5月15日。

続きまして、番号5。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、宮原、1筆、瀬郷、4筆。地目、記載のとおり。地積、5筆合計3,342㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成15年2月16日。免除予定日、令和5年12月17日。現地確認日、令和5年5月15日。

続きまして、地区、六会・長後。番号6。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、石川、5筆、善行四丁目、3筆。地目、記載のとおり。地積、8筆合計1万424㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等、畑（野菜）。相続開始年月日、平成15年2月19日。免除予定日、令和5年12月20日。現地確認日、令和5年5月15日。

続きまして、番号7。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、石川、13筆、善行四丁目、5筆。地目、記載のとおり。地積、18筆合計1万838㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等、記載のとおり。相続開始年月日、平成15年5月23日。免除予定日、令和6年3月24日。現地確認日、令和5年5月15日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、吉川委員。

17番（吉川 誠委員） 本件につきましては、令和5年5月15日に、相続人と事務局職員及び私、吉川で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、露地野菜を栽培中であり、全てきれいに肥培

管理されておりました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

3番、井出委員。

3番（井出茂康委員） 本件につきましては、令和5年5月15日に、相続人と事務局職員及び私、井出で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、水稻の作付け準備中が3筆、牧草の栽培中が1筆、果樹の栽培中が1筆、その他の筆で花苗などの露地・施設栽培中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3について意見を求めます。

3番、井出委員。

3番（井出茂康委員） 本件につきましては、令和5年5月15日に、相続人と事務局職員及び私、井出で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、水稻の作付け準備中が2筆、露地野菜の栽培中が1筆、その他の筆で植木及び果樹の栽培中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —

――
――
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号4について意見を求めます。

3番、井出委員。

3番（井出茂康委員） 本件につきましては、令和5年5月15日に、相続人と事務局職員及び私、井出で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、露地野菜の栽培中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――
――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号5について意見を求めます。

8番、加藤義一委員。

8番（加藤義一委員） 本件につきましては、令和5年5月15日に、相続人の母と事務局職員及び私、加藤で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、瀬郷の4筆が植木及び露地野菜の栽培中、宮原の1筆が水稻の準備中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――
――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号6について意見を求めます。

9番、田代委員。

9番（田代恵美子委員） 本件につきましては、令和5年5月15日に、相続人の弟と事務局職員及び私、田代で現地確認を行いました。

事務局（山澤成司上級主査） それでは、日程第6、議案第13号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号1から番号13と、番号17から番号19は、用田を中心に511aを耕作する方の新規借受分及び更新借受分で、当該地では、水稻及びナスなどを栽培する予定となっております。また、田については、来年以降、貸付を法人へ切り替える予定のため、存続期間は1年となっております。

番号14は、遠藤を中心に75aを耕作する方の更新借受分です。

番号15は、認定農業者である法人から、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の申し出がなされたものです。

資料は20ページをお開きください。

当該地については、遠藤・宮原線にある「宇都母知神社入口」交差点から南東に約50mの農地が2筆になります。

地区協におきまして、法人の代表者と面談をいたしました。

所有権設定を受ける者は、打戻を中心に627aを耕作する認定農業者である法人で、当該地では野菜苗を作付けしていく予定となっております。

番号16は、瀬郷を中心に364aを耕作する方の更新借受分です。

番号20は、亀井野で70aを耕作する方の更新借受分です。

番号21から23は、石川を中心に284aを耕作する方の新規借受分で、当該地では水稻を栽培する予定となっております。

番号24は、石川を中心に572aを耕作する方の更新借受分です。

番号25は、大庭で9aを耕作する方の新規借受分で、当該地では水稻を栽培する予定となっております。

番号26は、大庭を中心に26aを耕作する方の更新借受分です。

番号27は、大庭を中心に102aを耕作する方の更新借受分です。

番号28は、大庭で112aを耕作する方の更新借受分です。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

の上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第6号を終了いたします。

次に移ります。

日程第8、議案第14号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、本議案、番号2については、農業委員等の案件になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員は、しばらくの間、退席を願います。

[対象委員 退席]

それでは、本議案、番号2について、事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） それでは、日程第8、議案第14号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

番号2は、打戻を中心に247aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、ハウレンソウを作付けする予定となっております。

なお中間管理事業を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号2について意見を求めます。

何かありましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

ないようでございますので、採決をいたします。

議案第14号、番号2について承認することに御異議はございませんか。

議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第14号、番号1及び番号3から番号8について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第9、報告第7号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤成司上級主査） 本件につきましては、まず20ページが「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。

六会・長後地区が1件となっております。

続きまして、21ページから23ページまでが「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が9件、藤鶴・村岡・明治地区が2件、合計11件となっております。

続きまして、24ページから26ページまでが「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が1件、六会・長後地区が1件、藤鶴・村岡・明治地区が4件、合計6件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第7号を終了いたします。

次に移ります。

日程第10、議案第15号「藤沢市農地利用最適化推進委員候補者の決定に

ついて」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

坂間主幹。

事務局（坂間英己主幹） 議案書は27ページとなります。

「藤沢市農地利用最適化推進委員候補者の決定について」でございますが、こちらの候補者につきましては、4月25日に開催いたしました選考委員会にて選考いただきましたので、その選考結果を、選考委員長から御報告いただきたいと存じます。

それでは、よろしくお願いたします。

議長（齋藤義治委員） 選考委員長、吉原委員。

選考委員長（吉原 豊委員） それでは、選考経過について御説明いたします。

4月25日に開催いたしました選考委員会では、藤沢市農地利用最適化推進委員募集の結果、御所見・遠藤地区では、定員5名に対して推薦5名、六会・長後地区では、定員4名に対して推薦4名、藤鶴・村岡・明治地区では、定員2名に対して推薦2名で、合計定員11名に対して11名の推薦があった旨の報告が、事務局よりございました。

この11名について審査を行いましたところ、意見が交わされましたが、各地区から推薦されたことに重きを置き、11名全員を全会一致で藤沢市農地利用最適化推進委員候補者に選考すべきといたしました。

それでは、選考結果について報告いたします。

藤沢市農地利用最適化推進委員候補者として選考いたしました11名の氏名を読み上げます。生年月日、住所、履歴事項は議案書のとおりです。

御所見・遠藤地区は、伊澤忠治さん、井出茂康さん、漆原豊彦さん、北村利夫さん、宮治政彦さん。

六会・長後地区は、安藤康彦さん、佐藤智哉さん、澤野孝行さん。平川勝昌さん。

藤鶴・村岡・明治地区は、神崎享子さん、砂川耕介さん。

以上で、藤沢市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の報告を終わります。

まず、議案書（別冊）の6ページをお開きください。6ページの下段から2段目にかけてです。

【目標の達成状況の評語】、【推進委員等の点検・評価結果】が達成状況や結果になります。

まず、【目標の達成状況】につきましては、「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」というまとめになっております。

また、【推進委員等の点検・評価結果】につきましては、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」方が3人。「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」方が21人となっております。

こちらにつきましては、国が示した日数やポイントによって評語のランクが定められているものになります。

具体的には、議案書（別冊）の2ページを御覧ください。

まず、「農業委員会の実績及び点検・評価結果」につきましては、大きくポイントが3つございまして、3ページの「最適化活動の成果目標」、(1)農地の集積、③実績、が1点目になります。2点目につきましては、その後の(2)遊休農地の発生防止・解消。4ページに移りまして、③の「実績」になります。最後、3点目は、4ページ(3)新規参入の促進、こちらの実績が5ページの③に記載されております。

まず「農地の集積」の「実績」につきましては、目標46%のところ、42.5%で、目標を上回ることはできませんでしたが、おおむね目標どおりの集積率を達成したという点検・結果としております。

続きまして、「遊休農地の発生防止・解消」につきましては、4ページの③の「実績」を御覧ください。今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積、緑区分と申しあげましたのは、草刈り等で再生可能な耕作農地ということになります。こちらは3.3ha、今年度の目標に対する達成状況は、対象目標が2.4でしたので、137.5%になっております。

続きまして、④の「その他」につきましては、農地の利用状況の調査、また、それを踏まえた農地の利用意向調査をまとめたものになります。結果、農業委

員会の点検・結果につきましては、「遊休農地所有者への指導通知、利用意向調査による貸付・あっせんの意向を把握し、新規就農者等に提供するなど、遊休農地の解消を図られた。」ということでまとめております。

最後、(3)の「新規参入の促進」についてです。こちらについては、5ページ、③の「実績」になります。「農業委員会の点検結果」につきましては、「新規参入者に対し、利用権設定による貸付けを行い、農地の有効利用や遊休農地の解消が図られた。今後、新規参入者への支援を継続していく。」というふうなまとめになっておりまして、こちらの目標に対する達成状況については、「新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積」が5.8ha、目標値が2haでしたので、290.4%となっております。

また、同じ5ページ、2の「最適化活動の活動目標」につきましては、1人当たりの活動日数の目標が6日となっております、「活動強化月間の設定」が(2)にありますけれども、実績としましては、3回の活動強化月間の設定を行っております、こちらにつきましては、新規就農者の審査会を前に、「農地のあっせんを強化する。」ということを実績として盛り込んでおります。

次の6ページになります。(3)の「新規参入相談会への参加」、こちらの「実績」につきましては、新規参入相談会への参加回数2回ということで、本市の農業水産課が実施しております「新規就農者への就農状況報告会」を実績としてカウントしているものになります。

以上のことを踏まえまして、「目標の達成状況の評語」、また、【推進委員等の点検・評価結果】をまとめたものになります。

また7ページは、「事務の実施状況」ということで、「農業委員会の総会、部会の開催実績」に、また、「農地法第3条に基づく許可事務」、3の「農地転用に関する事務」、4の「違反転用への対応」についてまとめたものとなります。

今後については、本総会での御審議を踏まえて、本市ホームページに掲載するとともに、神奈川県を通じて国へ報告する予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

これは、皆様方に、今年の8月か何月かに2回ほど「活動報告」を出していただきました。国も、農業委員あるいは推進委員が何をやっているのかわからないので、見える化をしようということで、皆様方は日ごろ何をやっているのかということで、活動報告を出させていただきましたが、この表から見ると、皆様方、非常に奥ゆかしいというか、数字はもっともっと高いのではないかと思います。

ですから、例えば近所のお話の中で、後継者のことですか、あるいは新規参入者のことですか、経営相談ですか、いろいろ相談を受けた場合には、これはカウントをしていただいて、それも数字として出していただかないと、どうしても少ないような感じを受けてしまいますので、遠慮しないで報告書には書いていただきたいと思っていますが、よろしいでしょうか。

皆様、奥ゆかしいのか、これは非常に少ないと思います。ですから、もっともっと書いていただきたいと思っています。会合の回数ですか、そういうことですから、ぜひともお願いいたします。

次は、これは何月ですか。

事務局（坂間英己主幹） これは、年度でやっていますので、3月に、次年度の目標を立てまして、この報告につきましては、来年の4月に皆さんに出してもらおうということで、令和5年度につきましては、委員の改選もございまして、本来であれば上半期、下半期で出してもらおうのですが、7月19日までが委員の任期となっておりますので、7月18日の総会までに、4月、5月、6月、7月上旬ぐらいまでの活動報告を一度お出しいただきまして、委員が改選された後、その地域の引き継ぎという形で、下半期と言っても9か月になってしまいますけれども、そちらの報告をしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） ということで、よろしくお願いいたします。

協力についてですが、毎年1人当たり100円ということで、合計2,500円を寄附している実態がございますけれども、皆様方から特に御異存がなければ、例年どおり親睦会費から2,500円を寄附したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

「異議なし」の声多数

ありがとうございます。

それでは、2,500円を寄附させていただきたいと思います。

事務局からの説明は以上となります。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、以上をもちまして5月の総会を閉会といたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

ありがとうございました。

閉会 午後3時38分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)